

表 1

退職時の職位	再任用職員の採用時の職位
局長級及び部長級	課長級
課長級及び課長代理級（係長級の職を兼務する場合を除く。）	係長級
係長級以下	係員（水道局企業職給料表（1）が適用される職種にあっては2級、その他の給料表が適用される職種にあっては相当する級）